

(仮称)自治基本条例を考える会

(会議要旨 第15回全体会)

日時:平成20年10月13日(月・祝) 14:00~16:20

場所:尾西生涯学習センター 6階 大ホール

出席者:自治基本条例を考える会委員 22名

ファシリテーター 石井伸弘氏・三島知斗世氏

事務局(企画政策課職員) 4名

1) 議論を行った事項

大項目	基本事項
小項目	条例の目的

会議のまとめ

市民ががんばれる範囲は限定的。議会、行政についても条例の目的として触れたほうがよい。協働という概念もある。行政、議会、市民の協働によるまちづくりの推進。
市民が主役ではあるが、行政も議会もまちづくりの重要な主体である。

大項目	基本事項
小項目	条例の位置づけ

会議のまとめ

条例体系の中で、最高規範性がきちんと担保されている必要がある。
条例の見直し、市民委員会などによる監視で、条例の最高規範性は実質的に担保されている。
見直し期間は、5年を基礎として、社会情勢によってその期間は変更する。

議論のプロセス及び結論が出なかった事項

- ・ 条例の見直し期間は議員の選挙などの期間もあるので、4年とする考え方もある。

大項目	基本事項
小項目	用語の定義「まちづくり」

会議のまとめ

まちのあるべき姿を創造すること。一宮の市民憲章で書かれた、まちのあるべき姿の5本の柱になると思われる。具現化するプロセスが総合計画であり、個別条例であり、個別の活動である。

議論のプロセス及び結論が出なかった事項

- ・ 市民憲章に書かれていることは、机上の空論である。もう少し現実的なものである必要がある。
- ・ 自分で参加していくことがまちづくりにとって、重要なこと。
- ・ まちづくりの定義は簡単でも、まちのあるべき姿を共有することは大変難しい。
- ・ 前文で、まちのあるべき姿を書くのではなく、「なぜ、条例を作るのか」ということから始まる。
- ・ 前文があることで、市民の自覚と誇りをよび覚ますことになる。
- ・ まちづくりに参加させる、参加できる、という要素を加えてはどうか。実際の町内会やNPOに活動参加する人は少ない。条例を作っても、効果があるのか、疑問の気持ちをもってしまう。
- ・ 総合計画での議論と、自治基本条例の議論をかみ合わせるべき。条例を考える会のメンバーも、総計の会議に参加してみてもどうか。
- ・ まちづくりは、ソフトとハードがある。憲章でうたわれるのは、ソフト面が中心である。ハードの面で考えたとき、障害のある方、独居老人、子どもが本当にこのまちに住んでいて、住みやすいと感じられるまちを作ることが必要だ。
- ・ まちづくりにはたくさんの条例が必要。

大項目	まちづくりの基本原則
-----	------------

会議のまとめ

4つの原則 + 2つの原則、アンケートの結果を踏まえて提言するという事で合意

大項目	市民の権利と責務
-----	----------

会議のまとめ

分科会でのまとめで基本的に合意
市民に税金の使い道を決定する権利はない。決定に関与する権利はある。

大項目	まちを創造する仕組み
小項目	住民投票

会議のまとめ

分科会でのまとめで基本的に合意

議論のプロセス及び結論が出なかった事項

- ・ 一定規模以上とは何か。1億円以上など、具体的な金額を示したほうがいい。
- ・ 結果を尊重するという表現から、もう一步踏み込んだほうがいい。
- ・ 金額で決めることのできないものもあるだろう。金額で区切るのではなく、市民の感情や思いの方が大事。住民の50分の1の発議、などの方がよい。
- ・ 行政が出すお金が大きなものの他、入るお金の金額の大きいものも住民投票で決すべき。
- ・ 1億円と区切ってしまうと、全市民が賛成している事案を住民投票する、というおかしなことになってしまう。住民投票はあくまで間接民主主義の補完する仕組みであり、金額を入れるのは適切ではない。
- ・ 市民がどれだけ賛意を示したら住民投票ができるのか、その数の設定が重要だ。

大項目	行政
小項目	首長の責務

会議のまとめ

議会との協力関係と緊張関係が必要。

2) 議論を行わなかった事項

執行機関の責務と役割、議会の活動原則、まちづくりと町内会等、まちづくりとNPO、実効性の確保の議題項目は、草案執筆者に一旦委ね、出された文章を元に議論してはどうか、との提案がなされ、合意されたため、分科会での結論を議長が報告し、議論は行わなかった。